

# The traditional practice of allotment of arable land in Kaga-han's feudal estate of Bakumatsu era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/489">http://hdl.handle.net/2297/489</a>

# 幕末期の加賀藩領における割地慣行

奥田晴樹

The traditional practice of allotment of arable land in Kaga-han's feudal estate of Bakumatsu era

Haruki OKUDA

せじゆ

近世日本の土地制度の解体過程を追跡する場合、明治維新の前後に亘って作業を展開しなければ、その十全を期し難いであろう。別途に考察したように<sup>(1)</sup>、その制度そのものを解体し、それに代替する

近代的土地所有の法制を構築していく過程は、維新後に展開するわけだが、それに先行して解体の諸契機が維新前に形成されていったのかどうか、またそれでいたとすれば、どのような形においてであるかを確かめておかねばなるまい。

（一）では、近世日本の土地制度を構成する諸要素の一つである割地慣行に焦点を絞り、幕末の加賀藩領能登国鳳至郡皆月村の事例を検討して、維新前においてそれがどのような位相の下にあつたかを考えてみたい。

## 一 加賀藩領の割地慣行をめぐらす

加賀藩領の割地慣行は、藩領全域で、しかも高請地の本田畠において広範に展開していることは夙に知られている。その全体像を明らかにしたのは柄内礼次で、割地を藩によって制度化されたものと

理解し、それに引き続いて藩が実施した改作法と関連するとした。柄内は、藩による割地制度化の誘因を、寛永一八年（一六四一）に実施された、給人の「上り知」と、それに伴う一村平均免主義に求めている。そして、この「一村平均免主義」こそ、後年の改作法の主旨だとする。<sup>(2)</sup>

領主側が貢租徴収の便宜のために割地を制度化した、といいうのを柄内説に対しても、牧野信之助は、福井藩の事例を分析して、村側が貢租負担の便宜のために自発的に割地を実施し、それを認容した藩が監督のために制度化したのではないか、との見解を提出している。<sup>(3)</sup>また、高澤裕一は、加賀藩による制度化に先行して割地を実施している事例を紹介し、割地を近世的村落共同体が担う近世的農業生産に固有な慣行と把えている。<sup>(4)</sup>牧野と高澤が提起した問題は、加賀藩領の割地が、①領主支配のために創設された土地制度なのか、それとも②村に固有な土地慣行なのか、というその歴史的な起源と性格の本質理解に関わっている。

若林喜三郎は、加賀藩による割地制度化の背景として、寛永一七年・一八年（一六四〇・四一）の大凶作にも注意を喚起するとともに、牧野と高澤の研究をもえて、加賀藩領の割地は寛永・正保期に「創始」されたのではなく、「制度化」されたと見るべきではない

いか、としている。<sup>(5)</sup>

青野春水は、近世村落の特質を、全剩余労働部分を収奪する経済外強制の機構として領主によつて設定されたとする村請制に求めた上で、その村落が高額貢租の負担の公平をはかつて割地を実施した、と理解する。そして、割地を、「検地・村請→闇（余内・予内・余荷・冠）→地ならし→割地」の過程で逐次的に実施されるものとし、さらに村型と藩型の二つに類型化する。加賀藩領については、割地の本質を貢租増徴にあつたとし、その実施方法で村の慣行が尊重されたに止まるとともに、若林所論に至る研究史をふまえて、慶長期に村型割地として創始され、寛永一九年（一六四二）に藩型割地として制度化されたとする。

加賀藩領の割地について、若林と青野はともに、藩による制度化に先行して、それが村の土地慣行として実施されていたことを認めている。この点は、学史上の到達点として、ここでの検討の礎石とすべきであろう。

しかしながら、青野説には吟味を要する問題があるように思われる。それは、前提をなす近世の村の起源と性格の本質理解のあり方が検討を要するとともに、地租改正による村請制の解消後も割地慣行が存続している事実<sup>(6)</sup>との整合を問わざるを得まい。もつとも、青野は、政府が割地の廃止を宣言しつつも実施しなかつたとするとともに、農民側も政府の土地所有権確立政策に矛盾しない工夫をしたので、自然的悪条件が解消されない限り、村型割地は存続した、と説いている。<sup>(7)</sup>

しかし、そうなると、割地の起因は、貢租負担の均分化ではなく、元来、生産条件の均分化だった、ということになるのはなかろうか。もちろん、貢租から地租、さらには小作料へと、耕作農民の負担内容が変化しており、そこに青野説の成立余地があることも承知している。だが、その場合、農地改革後までも、割地慣行が存

続していた事実との整合が問題となつてこよう。<sup>(8)</sup>

また、加賀藩領に限定しての問題であるが、その大半を占める加賀・能登両国を管轄区域として継承した石川県は、地押調査の過程で割地慣行の解消をはかり、さらにそれと関連して耕地整理にも着手したものと見られる。<sup>(9)</sup>さらに、同県域では割地慣行の存続と関わって、地主一小作関係や土地所有権の行使に、近世の村に由来する住民組織が規制を加えている事例もある。<sup>(10)</sup>これらは、公権力が割地慣行の解消に無関心であったとも、民衆が近代的土地所有の法制と矛盾する実態を生じさせないようにしていったとも、かならずしも言えないことを物語っているのではなかろうか。

こうした学史の現況をふまえると、加賀藩領の割地慣行に関する研究にとって、村との関係を軸に、あらためて実態に即して検討し直してみる必要があると言えよう。前述したように、ここでは、能登國鳳至郡皆月村の事例を取り上げて、その課題に取り組んでみたい。

## 二 加賀藩の天保改革と割地実施の強制

加賀藩の天保改革は、天保七年（一八三六）六月一四日、藩主前田斉泰が奥村丹後守栄実に月番加判を命ぜんとの意を告げさせたことに始まる。<sup>(11)</sup>栄実は、八家と称される門閥重臣の出だつたが、文政元年（一八一八）八月、前藩主齊広の譴責を受け月番加判以下一切の職務を解かれ、その後、藩主への謁見のみは許されたが、藩政の枢機には関与できないでいた。<sup>(12)</sup>斉泰は、栄実が月番加判を辞退したため、同月二二日、年寄席中に出勤するよう命じ、ここに栄実の主導による藩政改革が始まつていく。

この改革の研究は、戦前、土屋喬雄により財政史の面から着手され<sup>(13)</sup>、さらに、日置謙が中心となつて編纂した『石川県史』第弐編で

周到な政治史的考察が展開されていた。<sup>(17)</sup> 戰後は、若林喜三郎が農政史の面から検討を加え、また、藏並省自が加賀藩政の諸改革を通観して、天保改革の特徴を論じている。<sup>(18)</sup> 近年では、長山直治が、実らよつてに排斥された寺島藏人競の側から、改革開始の歴史的前提を克明に探究した年来の研究をまとめている。<sup>(19)</sup> 改革即治の背景が、天保七年の大凶作による藩財政の破綻状態への転落にあることは、従前の研究で確認されているところである。それは、翌八年（一八三七）七月一八日に御用場から渡された、郡方惣年寄以下の役儀を有する者に勧農の法を怠ることを戒める書取の冒頭の一節に徴しても明らかだろう。

去年御領國非常之凶作に付、御用捨米且御救方等種々御取扱共莫大之儀、末々に至迄可致承知事に候。尤非常御手当之儀は予而可被為設置事に候得共、近年打続不時成御入共打重り候故、其儀不被為行届、猶又去る巳年之不作、引續凶作之難事に而、御勝手向御運方いかゞ共被成方無之、甚御行迫に被為至、奉恐入次第に候。

大凶作が貢租の大幅な減免や、救恤のための多額の出費をもたらし、これが「巳年」（天保四年〔一八三三〕）の凶作による打撃や、不時の出費の連続による財政難を決定的に悪化させ、藩財政の運営が全く行き詰まってしまったと、ここではあからさまに表明されている。ところが、その対策の一環として、割地の実施が強制されていることに、加賀藩の天保改革に関する従前の研究が注意を払った形跡は認められないようである。藩は、天保九年（一八三八）六月、農政を主管する改作奉行兼郡奉行の安田新兵衛と崎田達之助<sup>(20)</sup>の連名で、諸郡惣年寄・年寄並・新田裁許・山廻りら宛に、高持百姓に耕作への直接従事などの心得と、六ヶ条からなる注意事項を説くよう命じているが、後者の第六条で次のように割地の実施を強制している。<sup>(21)</sup>

一田地割永く不致ては地味善惡出来、且切高多村々は地元割合不同ニ相成候ニ付 式拾年相立候ハ、田地割可願出旨先年申渡置候處、いまた田地割不願出村々有之、不埒之至ニ候、式拾年余田地割不願出村々ハ早速願出、当秋稻刈跡より可致割替候、若彼是指構等有之不願出族於有之ニは、村役人越度ニ可申付候条此段可申聞候、且田地割いたし候村方も、垣内分り居候ヶ所ハ垣内々々にて田地割いたし候族も有之不埒之至ニ候、尤、右様垣内分り居候處は垣内々々打込致田地割可申候。

割地を長期間に亘り実施しないと、各筆間の地味の差異が拡大したり、切高が多い村では売買された持高と当該田地の実収高とを照應させるために、売買された石高とは登録上では異なる石高の田地を割り渡したりするような事態が生ずる。そこで、先年、二〇年を目途に割地を実施するように申し渡したが、未だに割地の実施を願い出ない諸村があるのは、不埒の至りである。そうした諸村は、早急に願い出て、今秋の収穫後に割地を実施せよ。そうしない場合は、村役人の罪とし、処罰する。垣内単位で割地を実施している村もあるが、これも不埒の至りである。垣内もその各筆を単位に割地を実施せよ。以上がこの第六条の趣旨だが、割地が「制度化」されていたことを再確認し、その実施を強制しているのである。

藩は、さらに、同年一一月、改作奉行兼郡奉行の安田新兵衛と松田左兵衛<sup>(22)</sup>の連名で、諸郡惣年寄・年寄並・新田裁許宛に、次の「御田地割御定書」（以下、「定書」と省略）を渡している。<sup>(23)</sup>

### 天保九戌年十一月被仰渡

#### 御田地割御定書

一 打立竿六尺三寸之御定ニ候得共、是迄村方ニて用ひ來候竿相用候儀は不苦候間、定帳ニ竿尺何間何尺と申義調置可申候、

一 田地割替之義、式拾ヶ年満不申共、村中納得之上願出候ハ、

承届可申候、

一 地割算者之義、是迄村同士或ハ近村之素人ヲ相雇地割等いた  
し候向も有之体、是等は不埒之至ニ付、以來繩張誓詞人相雇、  
右定之通地元不順無之様綿密ニ割替可申事、

但、所々田地割多繩張人指問候ハヽ、惣年寄等手前にて誓  
詞見届置候者算者ニ相雇可申事、

一 故田或ハ惣田杯と唱、地割之節等除ニいたし置候地元も有之  
様子ニ付、自然歩當リ少ク、以來石様之地元不殘惣高え打込、  
其上納得之上故田等改て卸付等之義は勝手次第、且地割え懸  
り已來組主付地割人召連致領廻段、境村役人呼出境筋曲折杭  
為打、夫々地割ニ取懸リ可申事、

一 右組主付領廻之節、隣村と申合地元隱置候て誰々によらす見  
出候ニおるてハ、其地元見出候者之高ニ可申付候、若外詮議  
之筋三て相願候ニおるてハ取揚手上高ニ申付、双方村役人等  
嚴重可申付候事、

一 引田之義是迄色々々煩敷引田いたし候村々も有之体、以來居屋  
敷之外苗代田御定之通百石ニ六反之割ヲ以持高ニ応シ引地可  
致、其餘引田堅不相成不殘闇田ニ打出可申候、且又闇当リ田  
之内百姓同土替田之義ハ勝手次第之事、

一 地割人より相渡置候田札并歩帳、聊紛失無之様致所持、切高  
候之節高証人より一集ニ可致取遣候、且又田札無之御郡ハ歩  
帳切分相渡可申事、

一 右ヶ条之外蔭引等都て村定之品々万歩帳ニ夫々一打調可申、  
且又田畠上中下拾石高當リ歩數何程充と申義是又書分、其外  
畦・野毛地共割當歩帳并合盛米書のせ、草案之通繩張人名前  
相記、尤組主付并廻口見届名印いたし村方へ相渡置可申事、  
一 右万歩帳写地割人より組主付え為指出可申、右万歩帳村方ニ  
指置候ては縮方不行届候間、組主付え取立仕抹致置可申事、

一 先達て申渡置候通、年久敷田地割不致村々、此節急速取懸リ  
可申事、

但、村方之得手申立不顧出候ハヽ、組主付より其段可及断  
候事、

一 地割相済候上闇田合盛之義、村中一統遂示談不正無之様取極  
請卸可致事、

一 領之内場所ニ寄無拵鄉道立替可申ケ所も有之候ハヽ、組主付  
見分之上夫々相極可申事、

一 畦木等之義ハ伐取候様先達て嚴重申渡置候へ共、中ニハ伐残  
り格別田蔭ニ相成候分ハ、地割取懸リ以前村中一統示談之上  
尚更伐払可申事、

一 付リ、かけ引ニハ植木一円不相成、若心得違之者植木致置  
候は、何時ニても見付次第ご取可申事、

一 惠水之義ハ田地養ニ相成候義ニ候間、已後新タニ家作致候者  
領之内まばらに相成候様心得可申事、併て猥田地漬シ致家作  
候義は不相成、屋敷地も成丈ケ歩數相減候様可致地取事、  
一 等先麻木指之義ハ、同苗一統示談之上正直之者相撲指出可申、  
不正直之者ハ時々取替可申、尤闇親順番ニ相立、毎日老人充  
見廻可申事、

一 闇組之義ハ闇親相談之上相極可申事、

立帳上書

年号

何村地割惣歩合盛書上申帳

帳面之内

草高  
何郡何組  
何村

一 何千何百石  
免何ツ何歩

居屋敷惣歩数

米何拾何石  
一何千何百何拾步  
米何拾何石  
是より割田  
一何千何百何拾何步  
字——惣歩数  
何割 合盛何合  
百姓中引地歩数  
合盛何合  
相違無御座候、百姓中人々歩當等惣帳之通持高ニ應シ無甲乙  
人々當リ引取申候、然ハ此末小百姓等受御之義合盛之外御上  
等仕候ニおゐては急度可被仰付旨奉畏申候、依て算用者等連印  
仕上之申候、以上、  
年号月日

何村肝煎  
名

組合頭

右之通見届候上奥印いたし帳面相渡候条、合盛米等無相違様受  
卸可有之候、以上、

算者・縛張人

組主付充

廻り口

右是迄諸郡共田地割色々不正之割方等も有之、中ニハ打立候節  
竿目不正歩数ぬき打等いたし候向も有之体、奸曲之致方不届至  
極ニ付、今般本文之通申渡候条以後嚴重ニ相心得、定書并万歩  
帳組主付手前え取立仕抹可致置、品ニ寄可致披見義も有之候間

右何村御田地割仕候ニ付、壹割々々田坪惣歩并合盛米書上申通

合盛何合  
百姓中引地歩数  
合盛何合  
相違無御座候、百姓中人々歩當等惣帳之通持高ニ應シ無甲乙  
人々當リ引取申候、然ハ此末小百姓等受御之義合盛之外御上  
等仕候ニおゐては急度可被仰付旨奉畏申候、依て算用者等連印  
仕上之申候、以上、  
年号月日

何村肝煎  
名

組合頭

右之通見届候上奥印いたし帳面相渡候条、合盛米等無相違様受  
卸可有之候、以上、

算者・縛張人

組主付充

廻り口

右是迄諸郡共田地割色々不正之割方等も有之、中ニハ打立候節  
竿目不正歩数ぬき打等いたし候向も有之体、奸曲之致方不届至  
極ニ付、今般本文之通申渡候条以後嚴重ニ相心得、定書并万歩  
帳組主付手前え取立仕抹可致置、品ニ寄可致披見義も有之候間

右何村御田地割仕候ニ付、壹割々々田坪惣歩并合盛米書上申通

其心得可有之、斯申渡候後万一不正之聞へ於有之ハ、村役人等

ハ不及申組主付迄も急度申付候条得其意、夫々可申渡候、以上、

戌十一月

安田新兵衛  
松田左兵衛  
諸郡  
惣年寄中等  
新田裁許中等

尚以右承知之請判形候て可相返候、以上、

御田地割之義ニ付別冊安田様より御渡、諸郡急速相廻候様被仰  
渡候、尤本文之趣御承知之上、一郡一集ニいたし御達可申候、  
且本帳可致返上品々候間、落着より御返可被成候、以上、

戌十一月

廣瀬又八郎

諸郡  
惣年寄中等  
新田裁許中等

以上の割地実施強制の布達と、それに統いて出された「定書」に

ついては、小田吉之丈が両者を割地に関する藩の法令として紹介し  
ている。<sup>26)</sup>また、柄内礼次も、前者を天保期に藩が割地「制度」に対  
して「頗ル干涉主義」に傾いた証左<sup>27)</sup>として、後者を割地「制度」を概  
観する典拠の一つとして用いている。<sup>28)</sup>両人がともにこの二つの史料  
に着眼しているのは、加賀藩の農政と割地に関する研究の、それぞ  
れ開拓者たるに相応しいものと言えよう。就中、柄内が天保期にお  
ける藩の「頗ル干涉主義」の傾向を指摘しているのは、注意すべき  
だろう。もっとも、藩が「頗ル干涉主義」に傾いたのが、天保改革

の所産であるとの視点は、柄内には見られない。  
「定書」は、前引の如く、割地実施にあたつての一六ヶ条の注意  
事項と、割地実施報告書の雛型とからなる。「定書」第一条では打  
立竿に關する「御定」の存在が言及されており、それに従ふると、  
この「定書」に先行して制定された、割地の実施要領に類する藩の  
法令の存在が想定される。はたして、そうしたものが実際に存在し  
たのだろうか。

若林喜三郎は、年次不詳の「田地割制度」と題された史料を紹介  
している。<sup>29)</sup>この史料は、越中國射水郡高木村の藤右衛門が、「御田  
地割定ハ、村ニより替リ候義有之候得共、先此冊大凡之所ヲ記置申  
也、必此之通与申義ニ而ハ無之、尤村毎ニ指引可有之事也」<sup>30)</sup>と前書  
きして作成した、割地に関する覚書である。藤右衛門は、寛政から  
天保にかけての時期に活動した和算家として著名で、藩の測量や農  
政の事業に貢献し、扶持を与えられ石黒信由と称している。<sup>31)</sup>  
石黒は天保七年一二月三日に死去しているから<sup>32)</sup>、この覚書がそれ  
以前、すなわち「定書」に先行して成立していることは確かであ  
る。「定書」に先行して制定された、割地の実施要領に類する藩の  
法令が実際に存在したか否かは扱置き、前書きの内容から判断する  
と、石黒は、そうした類の法令ではなく、知り得た諸村の割地慣行  
のあり方、おそらくは諸村がそれぞれの割地実施にあたつて定めた  
村法の類を参照して、この覚書をまとめるものと考えられる。もち  
ろん、既成の藩の農政関係法令の中で関連するものは、当然、取り  
込まれたものと見ておくべきだろう。

石黒覚書は、打竿、居屋敷、引地、蔭引、惣地、惣跡、江、道、  
畔、隣引と地組、分地竿取帳付、帳面、惣括の一三章に分け、最少  
で二、最大で一四の項目を立てて、それぞれについて実施上の注意  
事項を列挙している。以下、幾つかの章を取り上げて、「定書」の  
内容と比較してみよう。

まず、第一章の打竿である。

### 打竿一巻之事

一、屋敷替仕候時ハ、跡屋敷開立、其辺地味不少様ニいたし可  
指出事

### 打竿式間六寸可然事

一、寺庵屋敷ハ是迄竿入無之共、以来ハ竿入歩数打立御年貢米  
付、分散人退転屋敷ハ惣高余内之事

### 手加減杯望不成事、居屋敷等尚更心ヲ付可申事

一、寺庵屋敷ハ是迄竿入無之共、以来ハ竿入歩数打立御年貢米  
取立可申事

### 屋敷打三者竿先鎌切、引地園地ハ竿先麻木指可申事

一、新屋敷ハ同苗相談作所手遠見斗場所取極、大体家立より五  
拾間程除まはらにて可相渡事

### 毎日園親順番竿読并竿先可見廻事

一、新屋敷誰之地面ニ而も、屋敷相成候上ハ惣田ニいたし、元  
田主へハ年貢米村方より相渡候事

### 毎日園親順番竿読并竿先可見廻事

一、新屋敷ハ領之内水懸り惡敷所ニ為引可申事

### 毎日園親順番竿読并竿先可見廻事

一、新屋敷ハ領之内水懸り惡敷所ニ為引可申事

「定書」第一条では、「打立竿」は一間を「六尺三寸」とするのが「御定」だとされているが、石黒覚書第一章第一項では、「打竿」は「武間六寸」が妥当だとある。「打立竿」と「打竿」は同じものと見てよからう。また、石黒の「武間六寸」云々とは、測量には六尺三寸を一間とする一間竿を用いる、という意味だと解される。すれば、測量に用いる竿の一間の長さについて、「定書」第一条の「御定」と、石黒覚書第一章第一項とは、一致していることとなる。

次に、第二章の居屋敷である。<sup>(22)</sup>

### 居屋敷一巻之事

### 居屋敷ハ不残惣地可為、尤平生之惣地与ハ不可混事

「定書」第六条の「引田」に関する規定は、第六条の「引田」に関する規定の一部として登場するにすぎないが、石黒覚書では全章中最大の項目数である一四項目が立てられて、詳細に規定されている。「定書」第六条の「引田」とは、「其余引田堅不相成不残園田ニ打出可申候」云々とあるところから見て、割地の対象から一定の地面を除外すること（動詞）、あるいはその除外された田地（名詞）を意味するものと考えられる。

「定書」第六条は、従来、さまざまな名目で割地の対象から除外してきた地面を総量規制するところに眼目があり、それを一〇〇石に付き六反の割合に制限し、その中に居屋敷も含めている。村方でも、割地の実施にあたり、どうしても除外対象とせざるを得ない、固定的な生活空間である、居屋敷関係の地面をどの程度に見積もるか、が問題になっていたことを、石黒覚書の詳細な規定は物語つていると言えよう。村方での問題関心は、要するに、どうすれば村民間に不満が生じないようにできるか、という一点だったと考えられるが、「定書」はこれを総量規制で一挙に解決してしまつたのである。この割り切り方の背後には、貢租賦課地面の総量を拡大する方

### 新規ニ付添不相成事

但、大作仕候者等付添不申而ハ不相成分ハ格別之事

出作不仕病身者等ハ、高持ニ而茂屋敷歩減少可仕事

小百姓・頭振屋敷ハ、大体五拾歩程可為持事

但、大作仕所家建候者、塙場等入用ニ付格別之事

居屋敷疊相渡候儀依品有之事

但、場所ニより水吐江ハ相渡候事も有之事

向でどう確保するか、の一点にその問題関心が絞られる領主の立場がある、と見て差支えなかろう。

石黒覚書では、割地の対象から除外する地面についての事項は、第二章の居屋敷と、第三章の引地とに分けて書き上げられているが、後者の方も次のように懇切な内容となつてゐる。<sup>(35)</sup>

#### 引地一巻之事

##### 一、御定壹石ニ付式拾壹歩六厘之事

但、新開同断

一、苗代引三候間、屋敷等三而為引間敷事

一、引候跡ニ而引替不相成候事

一、引過ハ壹歩茂不相成、尤上田ニ而引可申事

一、引地引分ケハ、三拾步以上ハ竿目式歩抜可申、夫より以下

ハ壹歩抜之事

一、引仕廻田横切ニ疇歩可渡事

一、引替不相成事

但、何与歟引替不申而ハ不相成ケ所、同苗相談納得之上

格別之事

一、田壹枚之内、切高等ニ而數人入込候分ハ、相談之上歩重之

方江引可申、其儀不相成候時ハ疇なしに引可申事

一、畠地仕候時ニ、苗代引合盛を以引不足歩に當る米高当リ歩

引可申事

（）に登場する「引地」と同じ「引地」の文言が、「定書」第六条の中で「引田」の動詞形として用いられている。したがつて、この石黒覚書第三章の「引地」は、「定書」第六条の「引田」と同じものを意味すると考えてよからう。内容を個々に比較して見てみよう。まず、苗代を割地の対象から除外する点で、両者が一致していることが目につく。さらに、除外する地面の総量を、石黒覚書第三章第一項は、一石に付き二歩六厘としている。加賀藩領のうち能

登・越中両国は一反を三六〇歩とする制をとつてゐるから<sup>(36)</sup>、二一步六厘は一〇〇石に換算すると六反になり、「定書」第六条が定める規制総量の数値と同じである。

しかし、両者は規制対象の範囲が異なる。石黒覚書は、その第三章第二項で苗代と屋敷を二重引きすることとは禁じているものの、引地と居屋敷を別編に立てていて見らるよう、両者を分けている。一方、「定書」第六条は、居屋敷も含め、名目の如何を問わず、すべてを総量規制の対象としている。したがつて、「定書」の方が石黒覚書よりも、厳しい規制内容となつてゐるのである。こには、前述した、村方と領主の関心の相違といつた一般論に止まらず、加賀藩に天保改革を起動せしめた、その切迫した財政事情が投影しているとも考えられよう。

引田ないし引地と関連するものに蔭引がある。それは、石黒覚書では第四章で扱われているが、以下の通りである。<sup>(37)</sup>

#### 蔭引一巻之事

##### 一、居屋敷ハ南壹間、西北式間又ハ式間五分惣地ニいたし、屋敷同様取扱可申事

一、蔭引ニハ植木一円不相成御定之事

一、山方谷田等山蔭ハ、貢物ニハ不仕、地味心シ合盛付可仕事

一、谷田之上之山ハ、何間通与歟村定を以嚴重蔭伐可仕事

蔭引とは、この石黒覚書第四章の内容から判断すると、樹木や山谷のために日陰となり、作物の成育に悪影響が必至な田地を割地の対象から除外することを意味すると見られる。第二項には植木を蔭引の対象としないのが「御定」だとあるが、これは「定書」第一三条付則にも規定されている。石黒覚書の成立に先行して制定された、藩の農政関係法令中に該当条項があるものと見て差支えなかろう。

問題は第一項である。居屋敷の一部を「惣地」とし、割地の対象から除外するとしている。「惣地」については、第五章に次のよう

に出ている。<sup>(38)</sup>

### 物地一巻之事

一、切歩等地組残り狭地、御田地割中手帳三付、相済不申様可仕候事

ニハ不仕事

迄惣田三可仕事

「定書」第四条には、「畝田或ハ惣田杯と唱、地割之節等除ニいたし置候地元も有之様子ニ付」云々とあり、この「惣地」ないし「惣田」も、割地の対象から除外する地面の一つだったと見られる。

「定書」第四条は、それを貢租賦課地面の減少をもたらす一因とし、今後は「右様之地元不残惣高え打込」と、一切認めない方針を打ち出している。しかし、石黒覚書では、第四章第一項で居屋敷の地面の一部をそれに当てるとした上、第五章を立てて、その実施上の注意事項をまとめているのである。<sup>(39)</sup>ここにもまた、割地対象除外面の総量規制をめぐって、「定書」と石黒覚書との間に横たわる、ベクトルの向きの違いが顕現していると言わざるを得まい。

石黒覚書の第六章以下は、割地を村方で実施する際に必要と思われる注意事項が詳細に書き上げられているが、「定書」の内容と比較する場合、「定書」の方に対応する条項を欠くものが多く、そこに、割地の実施をめぐる村方と領主の間の関心のあり様の相違を見出す以上の意義は見出せないように思われる。

もともと、石黒覚書の末尾、第一三章「惣括之事」の第九項は、「一、御田地割年限式拾年より延し申間敷、尤何時ニ而茂申乙有之候得者割替可申事」とある。<sup>(40)</sup>これは、前半が割地実施強制の布達、後半が「定書」第一条に、それぞれ照應している。つまり、二〇年を割替期限とし、村の事情によりそれ以前でも割替えて差支えな

い、というのである。<sup>(41)</sup>ここには、二〇年の割替期限というものが、領主的必要によって立てられた「制度」である以前に、村方的必要によって実視してきた「慣行」であることが示唆されているのであるまい。

如上の比較検討の作業から、柄内が指摘する藩の「頗ル干涉主義」の傾向なるものの重心が、割地実施の強制とその実施対象除外面の総量規制とにあり、その実施の具体的な方法や割替期限などにあるわけではないことが、浮き彫りになつたのではなかろうか。けだし、割地実施強制の布達が二〇年の割替期限を持ち出したのは、この時点での割地実施を強制する、というその目的を正当化統一する方便としての色彩が濃厚である、と見るべきだろう。

### 三 皆用村の割地

加賀藩の天保改革は、天保一四年（一八四二）八月、改革を主導した奥村栄実の死去により終焉したと言われる。<sup>(42)</sup>それが藩による割地実施強制政策の終焉に連動したか否かは、第一義的には、その後も藩が前出の「定書」に盛り込まれた規範を村方に順守させるような措置をとっているかどうか、を確かめる」とによつて、その基礎的な判断材料が得られるだろう。

小田吉之丈によれば、加賀藩領の諸村において比較的広汎に割地の実施が認められるのは、寛文二年（一六七二）、元禄七年（一六九四）、宝暦二年（一七六一）、文化二年（一八〇五）、文政九年（一八二六）、天保二年（一八四一）、嘉永六年（一八五三）、慶応元年（一八六五）だといふ。<sup>(43)</sup>されば、問題となるのは、さしあたつて嘉永六年といふことになるが、それに先行する時期の藩の法令に、前述したような措置が認められるかと言えば、服藤弘司がまとめた「金沢藩法令年表抄」<sup>(44)</sup>や『加賀藩史料』<sup>(45)</sup>の当該時



和田村  
豊右衛門 殿  
狩野 恒方 殿

太左衛門

まで拘束力を有していたかである。皆月村では、この割地の実施にあたり、その実施要領を村法として次のように定め、和田村の豊右衛門に届け出ている。

御田地割定書之事

一 御田地割三相極、古来より用ヒ來候式間壹尺竿相用ヒ申候事

一 御田地鉄目株付之分者不残歩数打立可申事

一 今般御田地割被仰付算者之義者誓詞人皆月村嘉右衛門、竿打在所伴吉、麻木指廻り人足を以為相勤可申定事

一 苗代之義者永続之上、壱石高ニ四歩宛引地ニ可致事

一 御田地水口、先規之通、相極可申事

一 居屋敷之義者忽卸之事

一 物苗畠之義、壱石高ニ五拾歩宛得手引ニ仕可申事

一 田畠上中下高ニ應闇當リ請取可申事

一 御田地陰引之義者其場所見計ひ間敷打立可申、尤格別陰ニ相成候立木之分者一統評義之上、伐払可申定之事

一 畑陰引之儀者古來之通、武間宛之事

一 付リ陰引地無之義者林主江支配之事

一 山林高ニ応シ受取可申事

一 付リ割取候後三ヶ年用捨てたし伐除ケ可申事

一 田畠通ヒ道筋幅五尺ニ、小路者幅二尺ニ相極可申事

一 田之縁ニ植木一切いたす申間敷事

一 畑廻りニ而漆桑楮之外、植申間敷事

一 物苗畠猥ニ屋敷引不相成極の事

一 付リ以前家建之路、屋敷引不指支事

一 宮寺江卸地歩數見可申事

一 井戸并呑水場所、在来之通、竿除ヶ之事

一 火葬場字コウラケダ・字たち式ヶ所、先規より定通之事

問題は、この嘉永五年の皆月村の場合に、「定書」の規範がどこまで貫徹しているかである。宛所が「定書」の規定に従っているとしても、「定書」の方は事後の割地実施報告書だが、こちらは事前の割地実施願である、という違いが横たわっている。この文書の性格の決定的な相違点から、当然ながら、文言も発信者も、「定書」の雰囲に定められたものとは異なっている。

藩に提出した文書の性格の相違もさることながら、肝心のは、割地の実施にあたって、「定書」の規範がこの場合にどの程度

久左衛門  
喜兵衛孫七郎  
作太郎豊右衛門  
作兵衛源右衛門  
相甚左衛門  
兵衛六郎兵衛  
平左衛門平久郎  
平八郎源左衛門  
久兵衛皆月村組合頭  
宇兵衛孫七郎  
同丈左衛門  
同豊右衛門  
殿

和田村

すでに見たように、「定書」の規範において、最も肝要な点は、

割地の実施強制と、その対象から除外する地面の厳しい総量規制である。

この場合、村方から割地を願い出ている。その背景には、前出の実施願に「私共在所先年より御田地割不仕、就夫連々山崩川欠等相

一墓所之義、在来之分竿除ヶニ可仕、尤以後猥ニ墓拵申間敷事  
一土取場字コウラケダ上り口・字寺ノ坂・字神明上り口・字助

蒲川上り口ベ四ヶ所之事

付リ此ヶ所ニおいて薪棚等堅致間敷事

一御蔵火除ヶ惣地江葬芥堅捨申間敷事  
付リ右之外、惣地等ニ薪棚等仕度候ハ、村方より一作請ニ

支配仕可申事

一茅山之義冬春共先規之通勘置無用之事

一毫石四斗六升五合字とな郎与申飛地暮坂村江永卸年貢

一八斗六升三合字七浦山走出村江永卸年貢

右私共在所御田地割奉願候處、願之通就被仰付候定書を以一統  
納得之上、以後申分無御座候様ニ仕候間、田畠竿立被仰付可被  
下候、勿論ケ様ニ定書上候上者御田地割取遣り之刻百姓中之内  
何与歟申分仕候者有之候ハ、越度ニ可被仰付候、依而為後日私  
共連印仕上之申候、以上

嘉永五年

皆月村圖頭百姓

太郎左衛門

喜左衛門

善三郎

宇八郎

次郎兵衛

清次郎

源助

四郎三郎

五郎兵衛

成人々持高甲乙御座候ニ付」とあるように、しばらく割地を実施しなかつたために、土砂崩れや洪水などの影響で、各村民の持高に名実の隔差が生じ、村民間の持高の既成バランスが崩れてきたことがある。つまりは、村方の既成秩序の回復＝維持が、この場合の割地実施の目的である。この目的のあり様から見て、この割地が領主側からの強制に起動するものとは、到底考えられない。

また、割地対象除外地面の厳しい総量規制は、この村方の「御田地割定書」の内容を見る限り、全く無視されていると言つてよからう。そもそも総量規制そのものが設けられていない。第四項では、苗代を永久に割地の対象から除外することにした上、一石に付き四歩の割合で引地をしている。また、第六項では、居屋敷を「惣卸」、つまり全面的に割地の対象から除外している。さらに、第七項では、物苗畠を一石に付き五〇歩の割合で引地をしている。

その他、さまざま名目で、割地の対象から除外する規定が設けられており、この実施要領の諸項目の大半がそれらによって占められている。あたかも、この「御田地割定書」は、割地の対象除外を規定するために定められたかの観さえ呈していると言えよう。

さらに、割地の具体的な実施方法に関する面でも、測量に用いる竿の長さが「定書」の準則と大きく異なるなど、「定書」にはあまり頼着した形跡が認められない。

これを要するに、目的、内容、実施方法など、そのあらゆる面で、「定書」の規範はここではほとんど生きていない、と看做ざるを得まい。このように、自律的と称して差支えないほどあり方で、割地の実施へと向かっているのも、それによつて村方の既成秩序の回復＝維持をはからんがためである。こうした志向は、その後の村方の動きにも、より顕著な形で見出すことができる。

皆月村では、安政三年（一八五六）二月一日、次のような村法を定めている。

定

一近年百姓数みたりニ減少いたし候ニ付、當時百姓数百六拾四

軒ニ相定、以後堅ク殖し申間敷事

一右之通相定候ニ付、如最前打銀ニ等与申義者一切無之候得共  
百姓中之内至極困窮ニ迫リ致方無之者出来仕候ハ村役人詮義  
之上打銀減方等之義精誠可及其沙汰候事

一以後自然百姓相當候者出来譲替いたし度候ハ、双方相証之上、  
譲替願出ニおるて者右百姓相當候者より銀子百目為出者内百  
姓譲候者江五拾目為相渡、残五拾目者村方江請取候事  
右之通、同苗寄合席重々相談之上、取極候条、以来定之通、急  
度相守可申候事

安政三年辰二月朔日

全三ヶ条中の第一条は、百姓数の減少が進む中で、それを現在の一六四軒で固定して、そうした事態の進行をくい止めよう、というのがこの村法の大眼目である。

第二条では、百姓の中で大変に困窮して、生計の途が立たなくなつた者が出了場合の救済策を規定している。

第三条は、いわゆる百姓株の譲渡に関する規定で、被譲渡者は銀一〇〇目を譲渡者と村にそれぞれ半額ずつ支払わねばならない、としている。この条項は、支払額の高額な設定から見て、百姓株の譲渡を、基本的には阻止する意図の下に定められたものと考えられる。

「」で問題にすべきは、村が譲渡金の半額を受け取る根拠如何についてである。領主法の中にそれを見出そうとする努力は、おそらくは徒労に帰すであろう。実存する所持の規範の中に、それを探索するほかはあるまい。

考え得る論理の一つの可能性としては、百姓の個々の生計を成り立たせるために、割地を実施するなどして、村がそれらを支持する機能を演じている事実に対する対価、ということがある。

また、生計の途である農業は、個々の百姓が所持する地面の上でのみ、自己完結的に成り立つものではない。前出の村方の「御田地割定書」の第一項で、山林の持高に応じた配分を定めていることを見られるように、山林原野や河川などといった周囲の関連地面の用益と組み合わせることなし、農業は成り立ち得ない。こうした関連地面の所持は、個々の百姓にからならずしも帰属しているわけではないが、村民になれば、特段の事情がない限り、それらに対する用益の権能を獲得できる。その獲得の対価は必要ないか、ということである。

近代法の発想から遡及的に理解し得るのは、具体的な物権に即した後者の方で、それは、学史上において、総有論として、中田薰<sup>(53)</sup>、石田文次郎<sup>(54)</sup>、戒能通孝<sup>(55)</sup>、川島武宣<sup>(56)</sup>らが組み立てた、わが近世村落像として結実している。しかし、物権の面からの理解のみでは、歴史的な実存の一半を捕捉し得たに止まるのではないか。むしろ、該期の村方の心性に即するならば、機能の面も、物権の面とも分かれ難く融合して、この場合の対価を求める根拠たり得ていたのではなかろうか。

いざれにせよ、この安政二年の村法は、村方の既成秩序の解体が、割地を実施する程度の対策では阻止できず、村民の移動を拘束する、より強力な対策を講ずる必要が生ずるほどに、深刻化している」とを物語っている。

### まとめにかえて

皆月村が、嘉永五年の割地実施に続き、安政三年の村民移動禁止措置まで講じて、村方の既成秩序の回復＝維持をはからうとする理由はなにか。

それは、貢租負担を均分化するシステムを回復＝維持しようする

ためなのか。そうであれば、依然として、村は村請制の規範に縛られている、と言えよう。

しかし、どうもそこに止まらないようにも思われる。安政三年の村法の第三条に關し、村が百姓株譲渡の際にその対価を求め得る根拠の問題を考察したが、その根底には、村民の生計が村の機能と相補的関係において成り立っている事情があると思われる。この相補的関係は、村に留まる者にとって死活の絶対要件であつたはずであり、その回復＝維持に腐心するのは当然すぎるほど当然だろう。

そして、この相補的関係は、領主にとっても、貢租の賦課＝徵収の大前提となるから、その限りで関心、そして立法の対象となり得る。ここで検討した、加賀藩の天保改革に見られるように、領主側の事情から、時にはそこに立ち入って介入してくる場合もある。さればとて、領主法がそれを維持しているわけでも、いわんやそれを「制度」として創設したわけでもない。けだし、割地に見られるように、領主法が消滅しても、この相補的関係は、それを必要とする社会的条件が消失しない限り、存続していくだろう。

ここに、割地が土地慣行として、しぶとく継続された根因があると思われるが、如何であろうか。

(1) 拙著『日本近世土地制度解体過程の研究』弘文堂、一九〇四年九月を参照。

(2) 板内礼次『旧加賀藩田地割制度』壬生書院、一九三六年八月、八一～八七頁を参照。

(3) 牧野信之助『土地及び聚落史上的諸問題』日本資料刊行会、一九七六年八月、第七「福井藩の割地定書」を参照。

(4) 高澤裕「割地制度と近世の村落—割地制度研究に関する覚書」—(金沢大学経済論集)第六号、一九六七年三月)を参照。

(5) 若林喜二郎『加賀藩農政史の研究』吉川弘文館、上巻、一九七〇年三月、一四一～一四六頁を参照。

- (6) 青野春水『日本近世割地制度史の研究』雄山閣、一九九七年九月を参照。
- (7) 近世の村の起源と性格の本質理解のあり方をめぐる学史上の問題の所在については、拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、一一〇～一二〇および一五〇～一六〇頁を参照。
- (8) 拙稿「石川県の割地慣行と近代的土地所有」(『金沢大学日本海域研究所報告』第三〇号、一九九九年三月)、また前掲拙著『日本の近代的土地所有』第六章を参照。
- (9) 青野春水『割地制と地租改正一所持(所有)・進退』(『史料館研究紀要』第三〇号、一九九九年三月)を参照。
- (10) フィリップ・ブラウン「割地とは何か 日本に存在したもの」の『土地制度の系譜』(『環』第六号、二〇〇一年七月)を参照。
- (11) 前掲拙稿「石川県の割地慣行と近代的土地所有」、また前掲拙著『日本の近代的土地所有』第六章を参照。
- (12) 拙稿「近代的土地所有と住民組織——石川県の事例から——」(『京浜歴研年報』第一七号、一〇〇三年一月)、また前掲拙著『日本近世土地制度解体過程の研究』第八章を参照。
- (13) 前田育徳会編『加賀藩史料』第拾四編、同会、一九四一年八月(復刻版は、清文堂出版、一九七〇年六月)、六六九～六七二頁を参照。以下、「史料」一四と省略。
- (14) 石川県編『石川県史』第式編、同県、一九三九年三月(復刻版は、石川県図書館協会、一九七四年二月)、六八五～六八六頁を参照。以下、「県史」と省略。
- (15) 前掲『史料』一四、六七四～六七五頁を参照。
- (16) 土屋喬雄『封建社会解体過程の研究』弘文堂、一九二七年四月、第一篇「旧金沢藩の財政」を参照。
- (17) 前掲『県史』二、第五章第一節「奥村栄実の献替」を参照。同書の編纂が日置謙を中心になされたことは、宮本又久編『明治・大正・昭和の郷土史』石川県、昌平社、一九八一年四月、九二～九三頁を参照。
- (18) 前掲若林『加賀藩農政史の研究』下巻、一九七二年三月、第二編第
- (19) 三章「天保改革と復元潤色」を参照。
- (20) 蔵並省自『加賀藩政改革史の研究』世界書院、一九七二年四月、本文房、二〇〇三年九月を参照。
- (21) 前掲『史料』一四、八〇九頁。「御高方留」(藩法研究会編『藩法集4』金沢藩)創文社、一九六三年一月所収。以下、『藩法集4』と省略)、八〇〇頁も参照。
- (22) 史料には安田新兵衛と崎田達之助の役職名は記されていないが、田川捷一編『加越能近世史研究必携』(北國新聞社、一九九五年八月)所載の「主要役職者名一覧」、六三三頁を参照。
- (23) 「司農典」(前掲『藩法集4』所収)、七四三頁。また、前掲『史料』一四、九三四頁も参照。
- (24) 史料には安田新兵衛と松田左兵衛の役職名は記されていないが、前掲「主要役職者名一覧」、六三～六四頁を参照。
- (25) 前掲『御高方留』、八二六～八一九頁。また、前掲『史料』一四、九八九～九九二頁も参照。
- (26) 小田吉之丈『加賀藩農政史考』国書刊行会、一九七七年六月、四九〇～四九二頁を参照。
- (27) 前掲柄内『旧加賀藩田地割制度』、一〇八頁。
- (28) 同上、第五章「本制度の梗概」を参照。
- (29) 前掲若林『加賀藩農政史の研究』下巻、四七三～四八〇頁を参照。
- (30) 同上、四七三頁。
- (31) 同上、四五七頁を参照。
- (32) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九七九年三月。「石黒信由」の項(下平和夫執筆、五一〇頁)を参照。
- (33) 前掲若林『加賀藩農政史の研究』下巻、四七三頁。
- (34) 同上、四七四～四七五頁。

- (35) 同上、四七五頁。
- (36) 前掲『加越能近世史研究必携』、二九三頁を参照。
- (37) 前掲若林『加賀藩農政史の研究』下巻、四七五～四七六頁。
- (38) 同上、四七六頁。
- (39) 同上、四八〇頁。
- (40) 前掲『県史』二、六八六頁、また高澤裕一ほか『石川県の歴史』山川出版社、二〇〇年三月、二四一頁（高澤執筆）を参照。
- (41) 前掲小田『加賀藩農政史考』、四九九～五〇〇頁を参照。
- (42) 服藤弘司「金沢藩法令年表抄」（前掲『藩法集6 総金沢藩』、一九六五年三月所収）を参照。
- (43) 『史料』一五（一九四三年五月、「復刻版は、一九七〇年六月」）、『史料』藩末編・上巻（一九五八年三月）を参照。
- (44) 木村健校訂『旧高旧領取調帳』中部編、近藤出版社、一九七七年四月、五二三頁を参照。
- (45) 石川県図書館協会編『能登志徵』下編、同上、一九三八年九月（復刻版は、一九六九年一二月）、九九頁を参照。
- (46) 『角川日本地名大辞典』編纂委員会編『角川日本地名大辞典 17 石川県』角川書店、一九八一年七月、八六一頁を参照。
- (47) 番場政晴家（石川県鳳至郡門前町皆月）所蔵。該史料は、門前町史編纂事業に伴う資料調査によって収集されたものである。
- (48) 前掲『加越能近世史研究必携』所載の「十村一覧」、一二七頁を参考。
- (49) 同上所載の「近世文書用語解説」の「廻口」（二七一頁）および「廻村」（二三四頁）の項を参照。
- (50) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (51) 前掲番場家所蔵。
- (52) 前掲番場家所蔵。
- (53) 中田薰「徳川時代に於ける村の人格」（同『法制史論集』第一巻、岩波書店、一九三八年一二月所収）を参照。
- (54) 石田文次郎「土地総有権史論」岩波書店、一九二七年九月を参照。
- (55) 戒能通孝『入会の研究』日本評論社、一九四三年九月を参照。
- (56) 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、一九四九年二月を参照。